

物価高騰対策（水道基本料金減免）について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、原油価格や物価が高騰している状況を踏まえ、光熱費がかさむ冬期間の料金を減免することで町民の負担軽減につなげるため。

2 減免対象

芽室町内の上水道および簡易水道の契約者(国・公共施設を除く。)

3 減免内容

水道料金の基本料金を4か月分減免する。

4 減免期間と減免方法

令和4年11月請求分から令和5年2月請求分までの4か月間水道料金請求時に、基本料金を差し引く。

※減免にあたって、利用者からの申請は不要。

5 給水区域以外の助成について

(1) 対象

令和4年11月1日～令和5年2月28日の4か月間、芽室町市街化区域外で自己水(井戸)を利用した世帯。

(2) 助成内容

1世帯あたり、@2,607円×4か月=10,428円を助成。

(3) 助成方法と申請期間

対象世帯が水道課に申請。水道課で確認後、希望口座に入金。